令和4年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和4年3月17日(木曜日)

午後1時30分 再開

午後2時35分 散会

令和4年定例会3月会議

豊浦町議会会議録

令和4年3月17日(木曜日) 午後1時30分 再開

◎議事日程(第3号)		
	再開宣告	
	開議宣告	
日程第1	委員会報告	
	議案第3号	豊浦町アイヌ文化施設の設置及び管理に関する条例の制定について
	議案第4号	豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第5号	豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について
	議案第6号	豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について
	発議第1号	豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
		について
	議案第7号	令和4年度豊浦町一般会計予算について
	議案第8号	令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計予算について
	議案第9号	令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計予算について
	議案第10号	令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第11号	令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について
	議案第12号	令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について
	議案第13号	令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について
	議案第14号	令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第2	意見書案第1号	令和4年度の米政策に関する意見書
◎追加議事日程		
日程第1	議案第21号	豊浦町職員の保育士等処遇改善手当に関する条例の制定について
日程第2	議案第22号	豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当に関する条例の制定につい
		T
日程第3	議案第23号	豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改
		正について
日程第4	議案第24号	令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)について
日程第5	議案第25号	令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)
		について
日程第6	決議案第1号	ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的
		解決を強く求める決議案
日程第7	発議第2号	事務検査に関する決議案
	散会宣告	

議長8番 根津公男君 副議

1番 山 田 秀 人君

4番 勝木 嘉則君

6番 渡辺訓雄君

副議長 7番 石澤清司君

3番 小川晃司君

5番 大 里 葉 子君

◎欠席議員(1名)

2番 木 村 辰 二君

◎説明員

町 長 教 育 長 代 表 監 査 委 員 総 務 課 長 地方創生推進室長 町 長 民 課 業観 光 課 長 業観光課参 産 事 産業観光課長補佐 建 設 課 長 補 佐 建 設 課 主 幹 会 計 管 理 者 学 習 課 生 涯 長 総合保健福祉施設事務長 総合保健福祉施設事務次長 国民健康保険病院事務長 村 井 洋 一 君 吉 田 朋 行 君 菅 野 厚 志君 淳 君 本 所 久々湊 忍 君 晋 君 長谷部 藤 原 弘 樹 君 瀬 栄 君 野 堀 克吉 君 君 武 石 修 佐 藤 貴 君 Ш 端 子 君 康 佳 昭 君 杉 谷 井 上 政 信 君 橋 美 香 君 高 豊 半 濹 君

◎事務局出席職員

事務局長書記(会計年度任用職員)

 荻
 野
 貴
 史
 君

 熊
 坂
 早智恵
 君

◎再開宣告

〇議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

休会前に引き続き、定例会3月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎日程追加の件

なお、町長から本日の追加議案として、議案第21号 豊浦町職員の保 〇議長(根津公男君) 育士等処遇改善手当に関する条例の制定について、議案第22号 豊浦町職員の介護職員処遇改 善支援手当に関する条例の制定について、議案第23号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例の一部改正について、議案第24号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第 11号) について、議案第25号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第 3号)についての五つの議案が提出されたこと、また、議員から決議案第1号 ロシアのプー チン政権によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を強く求める決議案並びに発議第2 号 事務検査に関する決議案が提出されたことに伴い、昨日、議会運営委員会を開催し、本日 の日程に追加の上、審議することとなっておりますので、議会運営委員会で決したとおり、追 加議案として提出されました議案第21号を日程に追加し、追加日程第1として、議案第22号を 日程に追加し、追加日程第2として、議案第23号を日程に追加し、追加日程第3として、議案 第24号を日程に追加し、追加日程第4として、議案第25号を日程に追加し、追加日程第5とし て、直ちに議題とするとともに、決議案第1号を日程に追加し、追加日程第6として、日程第 2の意見書案第1号の前に審議し、発議第2号を日程に追加し、追加日程第7として、日程第 2の意見書案第1号の審議後に審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませ んか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、そのように議題にすることに決しました。

◎議案第21号 豊浦町職員の保育士等処遇改善手当に関する条例の制定について

〇議長(根津公男君) 追加日程第1、議案第21号 豊浦町職員の保育士等処遇改善手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長谷部町民課長。

〇町民課長(長谷部 晋君) 議案第21号 豊浦町職員の保育士等処遇改善手当に関する条例 の制定についてご説明いたします。

豊浦町職員の保育士等処遇改善手当に関する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。 提案の理由としましては、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の保育士等処遇 改善手当の支給に関し、必要な事項を定める必要があることから、この条例案を提出するもの でございます。

2ページをお開きください。

本条例は第1条から第5条まで規定しておりますが、第1条につきましては、趣旨について 規定し、この条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の保育士等処遇改善手 当(以下「手当」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、支給対象者について規定し、豊浦町大岸保育所で保育関係業務に従 事する職員でございます。

第3条につきましては、支給額等について規定し、第1号保育士につきましては月額6,000円、第2号保育助手につきましては月額4,500円、第3号事務職員や用務員のその他職員につきましては月額2,500円でございます。

第4条につきましては、支給方法です。

第5条につきましては、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める委任に関して 規定してございます。

次に、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年2月1日より適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第22号 豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当に関する条例の制定について

〇議長(根津公男君) 追加日程第2、議案第22号 豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当 に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上総合保健福祉施設事務長。

〇総合保健福祉施設事務長(井上政信君) 議案第22号 豊浦町職員の介護職員処遇改善支援 手当に関する条例の制定についてご説明いたします。

豊浦町職員の介護職員処遇改善支援手当に関する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の介護職員処遇 改善支援手当の支給に関し、必要な事項を定める必要があることから、この条例案を提出する ものでございます。

4ページをお開きください。

第1条につきましては、趣旨の規定で地方公務員法の規定に基づき、職員の介護職員処遇改

善支援手当(以下「手当」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、この手当の支給対象者は、やまびこの各事業所で介護業務及び介護 補助業務に従事する会計年度任用職員と定める規定でございます。

第3条につきましては、この手当の支給額を月額9,000円と定め、支給の期間につきましては 令和4年2月から9月までとする規定でございます。

第4条につきましては、この手当の支給方法です。

第5条につきましては、補助金と支給額の取扱いです。

第6条につきましては、条例に定めのない事項について、規則に委任する規定でございます。 附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用するも のでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第23号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〇議長(根津公男君) 追加日程第3、議案第23号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第23号 豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、保育士等処遇改善手 当及び介護職員処遇改善支援手当の支給に関し、必要な事項を定めるものです。

改正条文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明しますので、新旧対照表の1ページをお 開き願います。

第14条において、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に、介護職員処遇改善支援手 当及び保育士等処遇改善手当に関する規定を追加します。

第22条においては、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬に介護職員処遇改善支援手当及び保育士等処遇改善手当に関する規定を追加するものです。

議案の6ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日より適用します。 以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

- ◎議案第24号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)について
- ◎議案第25号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)について
- 〇議長(根津公男君) 追加日程第4、議案第24号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたしますが、追加日程第5、議案第25号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、繰出金の関係において関連があることから、一括して説明を求めることといたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案書の7ページをお開きください。

議案第24号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)についてご説明いたします。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ72万9,000円を追加し、総額を54億8,536万9,000円といたします。

補正内容につきましては別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な要因について説明 します。

歳出、児童福祉費では、大岸保育所、認定こども園青空及び青空キッズに勤務する職員に対する処遇改善を図るため、その所要額を追加します。

なお、財源については、令和3年度分と令和4年度分を合わせて令和4年度に一括補助申請 となるため、今回の補正では一般財源で立て替えて対応します。

また、総合保健福祉施設事業特別会計に対して、繰出金を増額補正いたします。

歳入では、歳出に係る財源調整として、地方交付税を増額します。

また、第3表、繰越明許費の補正では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業において、9,446万8,000円を追加します。

次に、一般会計の繰入金を伴う特別会計補正予算の概要を説明しますので、16ページをご覧ください。

議案第25号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)について ご説明いたします。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ23万4,000円を追加し、総額

を2億9,914万6,000円といたします。

補正の主な目的は、歳出で、総合保健福祉施設やまびこの介護業務及び介護補助業務に従事 する会計年度任用職員の処遇改善を図るため、その所要額を追加します。

なお、財源については、先ほどの保育所と同様に、令和4年度に一括補助申請となるため、 今回の補正では一般財源で立て替えて対応します。

歳入では、歳出に係る財源調整として、一般会計繰入金を増額いたします。

以上、議案第24号から25号についての提案理由の説明を終わります。

〇議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、初めに、議案第24号 令和3年度豊浦町一般会計補正予算(第11号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第25号 令和3年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第3号から議案第14号及び発議第1号

○議長(根津公男君) 日程第1、委員会報告、予算審査特別委員会の委員長より、付託した 案件についての審査が終了した旨の報告がありましたので、これを受けることといたします。

付託案件の議案第3号 豊浦町アイヌ文化施設の設置及び管理に関する条例の制定について、 議案第4号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第5号 豊浦町長等の給与 に関する条例の一部改正について、議案第6号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正に ついて、議案第7号 令和4年度豊浦町一般会計予算について、議案第8号 令和4年度豊浦 町簡易水道事業特別会計予算について、議案第9号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会 計予算について、議案第10号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議 案第11号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について、議案第12号 令和4 年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について、議案第13号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について、議案第14号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について並びに発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会勝木委員長、登壇をお願いいたします。

○4番(勝木嘉則君) 本委員会に付託された審議案につきましては、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

予算審查特別委員会委員長報告。

3月8日予算審査特別委員会が設置され、当委員会に付託された

議案第3号 豊浦町アイヌ文化施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第4号 豊浦町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第5号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について

議案第6号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

発議第1号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第7号 令和4年度豊浦町一般会計予算について

議案第8号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計予算について

議案第9号 令和4年度豊浦町公共下水道事業特別会計予算について

議案第10号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第11号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計予算について

議案第12号 令和4年度豊浦町介護保険事業特別会計予算について

議案第13号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計予算について

議案第14号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について

当委員会に付託された各議案の審査につきましては、3月10日から15日までとして設定され、審議の予定でありましたが、漁業系廃棄物の取扱いにおいて、町長より緊急の説明が11日にあり、その説明の確認等により、急遽11日の日程を休会日としていた16日に振り替えての審議となりました。

このことから、委員会審査の結果として、5日間にわたり委員会を開催し、個別質疑等を通じて疑問点を質しながら詳細かつ慎重に審議を行った結果、各議案をいずれも原案どおりに決しました。

また、1月の町長選挙により、本予算は骨格予算の審議となりましたが、安心・安全なまちづくり予算構成を慎重に審議したところであります。

委員会審査の結果といたしましては、以下の付帯意見をつけます。

①役場庁舎内のWi-Fi設置が昨年と同様に審議されました。Wi-Fi設置は、町民へのサービスと議会など各種会議のペーパーレス化が利点として図られます。

②豊浦小学校前の道路への安全性が問題提起され、看板等の更新や道路の段差をつけることによるスピードダウンの方策などが提案されました。

③ふるさと納税の推進に対しては、他の市町村の事例を参考とし、さらに精査をすること。

④防災無線の活用方法に対し、特に、朝夕の音楽に対しては、季節感を十分に考え対応する こと。また、町民の安心・安全な伝達に対して、さらに精査すること。

⑤各選挙の投票に関して、身体の不自由な人への対応を十分に考え、投票できる環境を整えること。

- ⑥漁業系残渣水・残渣物の処理に対しては、異常事態と考え、所管を問わず全職員一丸として対応していただくこと。
 - ⑦バイオガスプラントの計画に対しては、効率化などを精査すること。
 - ⑧町立国民健康保険病院の経営に対しては、さらに医療サービスの充実を計ること。
- ⑨豊浦町職員の給与支給に対しては、賃金格差が開かないよう、さらに精査する必要があること。
- ⑩国民健康保険税に対しては、被保険者に対して税率の改正などにより税の負担が多くなるので、さらに精査すること。

以上の意見があったところです。

町理事者におかれましては、付帯意見に留意され、町民の生活への適切な予算の執行に努めていただくとともに、町民負担の軽減と財産運営の安定のため、経費の節約など、一層の工夫・努力を求めることを申し添えて、委員長報告といたします。

令和4年3月17日。

予算審查特別委員会委員長勝木嘉則。

以上です。

○議長(根津公男君) 勝木委員長、大変お疲れさまでございました。

予算審査特別委員会の委員長報告が終わりました。議案第3号から議案第14号並びに発議第1号に対する質疑については、議長を除く全員で構成する特別委員会における付託議件の審査であることから、議会の運営に関する基準第7章第1節第2号の規定に基づき、これを省略し、直ちに討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決については、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、採決については、起立により行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会に付託した議案第3号から議案第14号並びに発議第1号については、委員長報告のとおり決することに賛成する方のご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立多数です。

よって、議案第3号から議案第14号並びに発議第1号につきましては、委員長報告のとおり 決しました。

◎少数意見の報告

〇議長(根津公男君) 次に、予算審査特別委員会に付託した議案第3号から議案第14号並びに発議第1号については、会議規則第71条第2項の規定に基づく少数意見報告書が、委員長を経て議長に提出されておりますので、会議規則第38条第1項の規定により報告を求めます。

提出者山田秀人議員、登壇願います。

○1番(山田秀人君) 少数意見の報告を行います。

令和4年3月10日から3月16日に開催のあった予算審査特別委員会において、留保した少数 意見を次のとおり報告いたします。

議案第7号 令和4年度豊浦町一般会計予算について、議案第10号 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第14号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算については、委員長報告のとおり可決となりましたが、会議規則第71条第2項の規定に基づき、次のとおり少数意見として留保するものであります。

(1) 令和4年度豊浦町一般会計予算について。

予算審査過程で、水産系雑物の処理過程に支障を来し、急遽ホタテ貝の水揚げが停止となり、 その対策を講ずるため、審査中の説明員に欠席が生じ、日程を変更する異常事態となったわけ であります。

国民健康保険税率改定に伴い、国保税の増額による一般会計の繰り出しは行っているものの、 住民、つまり加入者負担増を生じており、軽減措置においても、子育て支援が不十分なため、 対策を講ずること。

農林水産業費の水産振興費において、漁業系一般廃棄物残渣水の違法投棄により、警察の家 宅捜査を受け、副町長ら3名の職員が書類送検された。さらに、1名の漁業協同組合職員の命 が失われていることが事態の重大さを物語っている。その原因は、雑物の発生が著しく、残渣 水処理に苦慮したことが不法投棄に至らせた。法令をつかさどる機関がこのような失態を招い たことに猛省とコンプライアンスの徹底が求められる。

リサイクルセンターの運営管理は、発酵槽における部品の調達や修理が遅れ、町長部局の事態把握がなされないまま、復旧がおぼつかない状況に陥っているなど、一連の発酵処理に支障を来している。今現在、施設内への許容量を超える雑物が持ち込まれるが、十分な対策が常時遂行されていないことが、今回改めて指摘された。

(2) 令和4年度豊浦町国民健康保険事業特別会計予算について。

本町における国保会計の赤字解消計画は、政府の国保会計への抜本的課題を残したまま、国保税の負担を加入者(住民)に押しつけようとしている。国保税が他の医療保障制度に比べて著しく不公平で、中小零細企業の労働者が加入する協会けんぽ、いわゆる社会保険の2倍弱の負担になっている。さらに問題なのは、北海道の方針に従った負担の平準化方針は、激変緩和と称し、5年間少しずつ増税しようとしており、加入者の理解はもとより、関係者の願いからかけ離れた行為である。さらに、加入者が多ければ多いほど増額になる均等割課税が温存されている。また、北海道に納付する国保事業納付金が昨年より減額されたが、国保税は増額され、矛盾を生じている。

(3) 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計予算について。

病院改革プランに基づく事業運営を目指しているが、一般病床型から療養型へ進めており、 医師や理学療法士などの増員及び採用を予定している。今後の経営の見通しを推測するも、現 在の経営状況に比べ、好転の兆しは見えてこないと思える。さらなる経営努力と町民が安心し て受診できる体制が望まれる。

以上、大きく分けて3点の事業に触れて、少数意見の留保を提出するものであります。 以上であります。

- ○議長(根津公男君) 少数意見の報告が終わりました。
 - ◎決議案第1号 ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決 を強く求める決議案

○議長(根津公男君) 追加日程第6、決議案第1号 ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を強く求める決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山田広報広聴常任委員会委員長、登壇願います。

〇1番(山田秀人君) 決議案第1号 ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を求める決議案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。 提案理由。

本決議案は、ロシアのプーチン政権に対して、ウクライナへの侵略・軍事行動を直ちに中止することを求めるとともに、政府に対しては、国際社会と緊密に連携して、毅然たる態度でプーチン政権に対して制裁措置の徹底及び強化を図り、ロシア軍の即時無条件の撤退を求め、あわせて、ウクライナ在留邦人の安全確保並びに国際法を遵守し、平和的解決を行うよう強く求めるものであります。

決議案を朗読いたします。

「ロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略を強く非難し、平和的解決を強く求める決議 案

ロシアのプーチン政権によるウクライナへの軍事行動・武力攻撃は、明らかに侵略行為である。

この侵略はウクライナの主権・領土の一体性を侵害し、かつ武力の行使を禁ずる国際法の重大な違反であり、国連憲章に反し、これを否定するものである。

この事態は法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがす暴挙である。 更にプーチン大統領の核の使用を示唆するような発言に対しても、厳しく非難するものであ る。

豊浦町では、非核三原則を守り恒久平和の実現を願って『非核平和の町宣言』を行っており、ロシアの武力による暴挙は決して許されるべきものではなく、対話による解決を求めるものである。

豊浦町議会は、このようなロシアのプーチン政権による軍事力による侵略行為は断じて認められず、強く非難し断固抗議するものであり、プーチン政権に対し、ウクライナへの武力攻撃による侵略を直ちに中止し、即時に撤退を求めるものである。

政府においては、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でプーチン政権に対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう、併せて、ウクライナ在留邦人の安全確保に取り組むとともに国民生活への影響を最低限に抑え、国際法を遵守し、平和的解決を行うよう強く求める。

令和4年3月17日

北海道虻田郡豊浦町議会」。

以上であります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎意見書案第1号 令和4年度米政策に関する意見書

○議長(根津公男君) 日程第2、意見書案第1号 令和4年度米政策に関する意見書を議題 といたします。

質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎発議第2号 事務検査に関する決議案

○議長(根津公男君) 追加日程第7、発議第2号 事務検査に関する決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員、登壇願います。

〇1番(山田秀人君) 発議第2号 事務検査に関する決議案、提案の理由を述べさせていた だきます。

本決議案については、地方自治法第98条第1項の規定により、事務の検査を行うものとするものであります。

検査事項については、1、漁業系一般廃棄物処理に関する施設並びに処理方法に関する事項、 2、豊浦町内漁港周辺の環境に関する事項、3、廃棄物処理及び清掃に関する法律に関する事項。

検査方法といたしましては、関係書類の当委員会への提出、検査は地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により、議長を除く全員で構成する漁業系一般廃棄物等特別委員会を設置して、これに付託して行うものであります。

検査権限は、本議会は、上記1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の 権限を漁業系一般廃棄物等特別委員会に委任するものであります。

検査期限といたしましては、漁業系一般廃棄物等特別委員会は、上記1に掲げる検査が終了 するまで、休会中もなお検査を行うことができるものといたします。

上程の理由については、漁業系一般廃棄物ホタテ貝付着物は、増加の一途をたどり、その処理に苦慮しているものであります。昨年6月に残渣水の不法投棄が発覚し、役場などの家宅捜

査を受けるまでに至っております。本町は、その処理を2004年に、高岡にリサイクルセンターを設置し、ザラボヤ類や海藻類等の付着物を資源として、堆肥を生産しているのであります。しかし、昨年から雑物の量や残渣水が許容量を超える状況となり、その対策が急務と鑑み、検証と実効性を求めるものであります。

以上であります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 石澤議員。

○7番(石澤清司君) ただいま、発議第2号が提出されました。提出者山田議員、賛成者渡辺議員から発議が提案されたわけでございますけれども、このたびの発議の発端となったことは、事件があったことだというふうに私は推測をしております。非常に残念なことでございますけれども、町職員、それから、漁業協同組合の職員、また、民間業者が犯罪の容疑をかけられ、警察の取り調べを受け、検察に書類送検をされました。検察官が起訴して責任を追及することになるのか、不起訴になるのか、略式起訴になるかは、今日現在、処分の決定がなされておりません。

このたびの発議の3件の検査事項と特別委員会設置をしなければならない目的について、ど ういう理由に基づいて発議されたのか。

また、犯罪者扱いの物言いにも受け取れるが、その真意を伺いたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) ただいま、質疑がありました。

この理由につきましては、以前からこの水産系の雑物に関しての処理方法と、長年雑物が増大するということに伴うものであります。さらには、先ほども申し上げたとおり、処理法違反の嫌疑で、今、家宅捜査を受けているというような外因もあり、当議会として、これをどのように解決していくか、町民の皆さんも、議会でどのようにこれを取り上げていこうかという注目の目で見ているものであります。

しかるに、この議会でのユーチューブの今回の視聴回数もかなり上昇している中で、議会への注目度も上がっていることであります。

そのようなことで、地方政治の一端を担う議会として、このことは看過できるものではありません。

今質問にあったように、家宅捜査を受け、書類送検を受けている、そういう方に対しての問題提起では決してありません。町として、この問題をどう解決するか。当然、この雑物については、一般廃棄物を処理するという地方自治法に基づく市町村の権限でいかにこれを実行して漁家の皆さんの経営の安定を図る、これが第1の目的であります。

そのような見地から、事務検査に関する決議案を提出したわけであります。 以上であります。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 二つ目の質問をさせていただきたいと思います。

本町の基幹産業であるホタテ養殖漁業の経営に悪影響を及ぼし、存亡の危機に陥れかねない この事件の関係でもございます。

このたびの発議、事務検査に関する決議書の提出において、今、町長を中心として、関係所管の委員会が対応するべく、緊急に対策を講じている状況でもございます。このような状況の中において、このたび発議された事務検査に関する決議の提出を、当然、特別委員会をもって行うということで、今、緊急の対応が最優先される中で、特別委員会を立ち上げ設けることの

意義を私は感じておりません。

なぜ、今のこのような状況において特別委員会を設置しなければならないのか、そのことに ついて質問をさせていただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** このような時期をもって、なぜ、今、立ち上げなければならないのかというようなご懸念であります。

この事務検査については、書類検査であります。この処理方法を執行機関がどのように行うか、当然議会としてもチェックをするということであります。さらには、議会の一つの責務であり、政策提言型の議会というものが求められているものであります。

この事務検査については、この検査を急遽立ち上げて、今すぐこの検査をするということではありません。一定の期間の中で、それぞれの持分持分が、今、しなければならない執行機関の事務処理、それから、現場での処理、これらを見ながら随時検査をするというスタンスで行っていくものであります。

ですから、明日、あさって中にこの特別委員会を開催して事情を聞くということは毛頭考えておりません。適宜に合った開催をして、提案型の議会としての政策提言、そして、チェックというものを考えているものであります。

以上であります。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **○7番(石澤清司君)** 最後の質問になるのですけれども、ただいまの発議者の答弁を聞いておりますと、緊急に委員会を開けというような要求をしているわけではないというようなお話ですけれども、この発議につきましては、この議会の定例中に行うことが原則となっておりますので、当然、ここで決めない限りは、また次の議会のときに対応するということになることだというふうに私は理解している一人でございます。

ただいま、いろいろと発議を読ませていただきますと、責任を追及するという立場でこの発言がなされたのではないかというふうに私は理解をしておりますので、それであれば、直接請求の町長不信任案を提出すれば事足りると考えておりますけれども、それらのことについて質問をさせていただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) この事務検査に関する条項は、地方自治法98条、これは100条の委員会の調査委員会ではございません。ましてや、今問題となっているのは、雑物の処理についてどのようにするか、これが執行機関、そして、議会共々調査を行い、そして、よりよい処理をしていくというような事柄であります。

なぜ、責任を追及して町長不信任案を出すのか、それは誠に不思議な話であります。この事 務検査というのは、そういう趣旨のものではないことは、議員、地方自治法の観点からもご承 知のことだと思います。

よって、この事務検査に関する委員会設置については、緩やかな、そして、議員共々一緒に 考え、町民の皆さんに理解を得る、これが第1の趣旨でありますので、どうぞご理解を願うも のであります。

以上であります。

- ○議長(根津公男君) ほかに質疑はございませんか。(何事か言う人あり) (「なし」と言う人あり)
- **〇議長(根津公男君)** 質疑がなければ、これで質疑を終結いたします。(何事か言う人あり)

渡辺議員。

〇6番(渡辺訓雄君) 賛成したということで、今、やり取り、質疑、議論を聞いておったのですが、難しいことは言わないです。

一つは、ここの事務調査の内容で調査事項の1から3まで、この解釈に大きな乖離があると思います。提出者がそれなりに説明していただいたけれども、実は、百条委員会も提案したことがありました。それは否決でした。それはそれでしようがないでしょう。

また、この所管事務の関係の中で、所管事務調査も何もしてこなかった。その事件があった とかないとか、捜査が終わってからとか、捜査中だとか、そんなことは別なのです。私から言 うまでもありませんけれども、10日に、雑物の置き場所がないのだということで、出荷の制限 がありました。そういう中で、その事件については別です。司法については。

提出者も言っていましたけれども、施設をよりよく改善をして、よりよく1次産業の振興を 図るというか、仕事がしやすいようにして、そして、自然相手ですから様々なこともあるでし よう。

ただ、やはり議会の役割は、町長からもいろいろな説明がありましたけれども、町長だけが荷物を背負うのではなくて、一緒になってこの事務調査の中で現状を確認し、予算に関わるものであれば一緒になってこうしよう、ああしようという、そういう町づくり、人づくりをして、ここで安心な生活ができる、そういう寛大な思いで取り組む必要があると私は認識しております。

また、その施設を受託している漁協関係もあるでしょう。また、一般廃棄物ということで、所管もそれなりに取り組んでいることも分かります。また、いろいろな雑物を搬出して処理をするとか、東雲の簡易水道の中に入れたい、そして、一時的に踏ん張りましょう、あるいはそういう改善をしていきましょうということでありますが、要は、我々議員がその実態を調べて、追及していくのだということではなくて、事項の1から3の解釈に乖離があるのだと思って、私が今申し上げているのだけれども、やはり、実態をよりよく確認して、理事者だけではなく、所管だけではなく、一生懸命やっていることはありますけれども、こういうときこそ創意工夫をして、お互いに前進するような取組が私は必要だと、そんなことも賛成議員の一人として申し添えておきます。

以上です。

○議長(根津公男君) それでは、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。

石澤議員。

〇7番(石澤清司君) ただいま、発議第2号 地方自治法第98条第1項の規定により、下記のとおりの事務の検査を行おうとする提案につきまして、反対の立場で意見を申し上げます。

自治法第110条における特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査するために設置される条項でもあります。自治法第98条第1項は、行政監査のために一つ目は、議会に当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲する権限であります。二つ目は、執行機関の報告を請求する権限でございます。その結果の報告を請求する権限になっているのだということを認識していただきたいというふうに思います。

議会として、行政事務の仕方が違法と判断するには、法的判断がなされていない現状であり、 時期尚早と判断をして今回の発議に対し、反対をいたします。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに討論はありませんか。

賛成の方への討論です。

山田議員。

- ○1番(山田秀人君) 今の提案者ですが、この発議については、地方自治法第98条の観点から違法とする問題について、その観点からこれを設置するということではありません。今までの行政執行について、議会としての検査を行うということの観点からでありますので、その旨、申し添えするものであります。
- ○議長(根津公男君) ほかに討論はありませんか。 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 反対討論をさせていただきます。

せっかく部局の人たちがその壁を乗り越えて、今、一生懸命やろうとしているという感じを 私は受け取りました。漁業者の方も、自分たちで本当にこういうようなやり方がいいのかとい うことで反省しています。組合も、支所だけではなくて、全般で考えなくてはいけないという ふうに、今、行いつつあります。これを私は大事にしたいのです。

ただ、昨日もいろいろと私のほうに電話が来ました。今、残渣水を入れるようなタンクを置いていて、どういうふうにやっているのだろう、何なのだろうあれは、そういう説明をきちんとしてほしいのです。そして、町民に今後も分かりやすいような情報を提供してほしいのです。今、何とか部局の人たちが一つ一つ解決しようと思ってやっています。それを私は信じていますので、この提出者のお考えも分かりますし、賛成者の考えも分かりますけれども、もう少し様子を見させていただきたいと思って、今の段階では反対ということで提案させていただきます。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号 事務検査に関する決議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行います。

この決議案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 起立少数です。

よって、発議第2号 事務検査に関する決議案は否決されました。 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。 (「議長」と言う人あり) 渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) ちょっと寛大にお許しをいただいて、一つだけです。予算とかそんなことではないのです。たまたま、議長もご存じだと思いますが、副町長の関係で17日に議案として議会にも提出するような町長の行政報告がありました。それで、様々な事情で道のほうにも経過説明等々して、4月1日から副町長を招いて、そして、町の運営をしたいという報告があったのでありますが、事情は事情で、議会の日程も5月過ぎに肉づけ予算も考えているということで、そこら辺を4月の初めにちゃんと経過説明をして、町長がちゃんと取り決めをして

きたのか。最終は議会で決めるわけだけれども、その辺の進捗状況はどうなのか。4月1日からそういうような設定ができるのか、できないのか、隠すことなく、もうちょっと時間がかかるのだとか、様々な事情があるのだとか、そこだけは明確にしておくべきではないですか。 議長の取り計らいで、お頼み申し上げます。

○議長(根津公男君) 渡辺議員、今のお話ですけれども、私もあの当時聞いておったわけなのですが、話が調えば報告をしたいというような当時の話であったように伺っていますので、ないということは、まだ話が進行中だというふうに理解をしていただければと思いますが、よろしいですか。

渡辺議員。

- ○6番(渡辺訓雄君) 議長の今のそれでいいのですが、ただ、3月8日にいただいた副町長の選任については、3月17日に議決いただければ、4月1日から事務開始を予定しておりますと。予定だからいいのですが、それも何もなかったものですから、今、議長の取り計らいで、その説明どおりに、そうしたら、また先に延びるということでいいのですね。
- **〇議長(根津公男君)** 今、私がお話をしたことで理解をしていただければというふうに思います。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会といたします。 どうもご苦労さまでございました。

午後2時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月17日

議長

署名議員

署名議員